第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

様式第２（第３条、第４条、第５条関係）

第１表

営業費明細表　（単位：千円）

項　目	年　度	原価算定期間計	備考
役員給与			
給料手当			
給料手当振替額（貸方）			
退職給与金			
厚生費			
委託検針費			
委託集金費			
雑給			
燃料費			
使用済燃料再処理等発電費			
使用済燃料再処理等既発電費			
廃棄物処理費			
特定放射性廃棄物処分費			
消耗品費			
修繕費			
水利使用料			
補償費			
賃借料			
託送料			
事業者間精算費			
委託費			
損害保険料			
原子力損害賠償資金補助法一般負担金			
原賠・廃炉等支援機構一般負担金			
普及開発関係費			
養成費			
研究費			
諸費	＜　＞ ＜　＞	＜　＞ ＜　＞	
貸倒損			
固定資産税			
雑税			
減価償却費			
固定資産除却費			
原子力発電施設解体費			
共有設備費等分担額			
共有設備費等分担額(貸方)			
地帯間購入電源費			
地帯間購入送電費			
他社購入電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)	（　）	（　）	
他社購入送電費			
建設分担関連費振替額（貸方）			
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)			
原子力廃止関連仮勘定償却費			
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分			
電源開発促進税			
事業税			
開発費			
開発費償却			
電力費振替勘定（貸方）			
株式交付費			
株式交付費償却			
社債発行費			
社債発行費償却			
法人税等			
合　計			

原価算定期間を、平成　年　月から平成　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

１　原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月１日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること(以下この様式において同じ。)。

２　諸費の上段＜　＞内には寄付金に係る費用を、下段＜　＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

３　他社購入電源費の（　）内には、新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。